

小分野 3-(1)-① 土地利用

基本計画

4年後のまち

- ① 適切な土地の有効利用により、良好な都市環境の形成と秩序あるまちづくりが進んでいる。
- ② 市民主体の地域・地区レベルのまちづくりが推進されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 土地利用を行う場合、自然環境や地域全体の利益などにも配慮する。
- ②1 もっと生駒が好きになる！～生駒市まちづくりガイドブック～を読む。
- ②2 まちづくりに関心を持ち、無理なくできることからまちづくり活動を始める。

市民2人以上でできること

- ①1 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ②1 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 法令などを遵守し、土地を有効に活用する。
- ①2 自然環境や地域全体の利益などに配慮しながら、周辺環境の利便性の向上を目指した土地利用を行う。
- ①3 周辺住民との合意形成を図った開発等を行う。
- ①4 低炭素型都市・高齢者に対応した都市構造の実現を目指した事業展開を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、必要に応じて都市計画マスタープランの見直し検討を行います。(都市計画課)
- ①2 都市計画マスタープランに基づき、計画的で地域の特性に応じたまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ①3 地域住民等による地域の特性に即したまちづくりの提案については、都市計画の見直しを検討します。(都市計画課)
- ①4 安全で安心なまちづくりを進め、住宅都市としての活力を維持しつつ、新たな発展の可能性を考慮した柔軟な土地利用を図ります。(都市計画課・建築課)
- ①5 市街化区域内の合理的な土地利用を推進します。(都市計画課)
- ①6 将来の人口配置や産業等の集積動向を考慮した市街化区域^{※1}や市街化調整区域^{※2}、地域地区の指定により、持続可能な都市を目指すための土地利用の推進や都市機能の配置を行います。(都市計画課)
- ①7 開発等に対して法令等に基づき、自然環境に配慮した適正な誘導・指導を行います。(建築課)
- ①8 市民主体のまちづくりを支援するための仕組み(仮称)まちづくり条例)づくりに向けて取り組みます。(都市計画課・建築課)
- ①9 都市の低炭素化の促進に関する法律^{※3}に基づき、地球環境に配慮したコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進します。(都市計画課・建築課) No.64
- ②1 地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するための地区計画^{※4}の導入を支援します。(都市計画課)
- ②2 地域のまちづくりに対するビジョンの明確化を図るため、支援組織の設置等を行います。(都市計画課)

※1 市街化区域:既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
 ※2 市街化調整区域:市街化を抑制すべき区域。
 ※3 都市の低炭素化の促進に関する法律:略称「エコまち法」とい、都市におけるCO2排出量を減らして低炭素都市を実現することを目的として制定。コンパクトなまちづくりを促進する。【※4に組込】
 ※4 地区計画:それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める制度。住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める。

小分野 3-(1)-① 土地利用

資料

現状と課題

本市は、大阪のベッドタウンとして急激な人口増加にあわせた都市基盤の整備や市街地開発が進んできました。人口減少や超高齢化社会の到来により人口増を前提とした都市づくりを進めていくことが困難となってきました。

そのため、環境負荷の少ない低炭素社会や都市機能・公共サービスの集約化を図るコンパクトな都市構造の実現に向けた方向転換が必要となってきました。

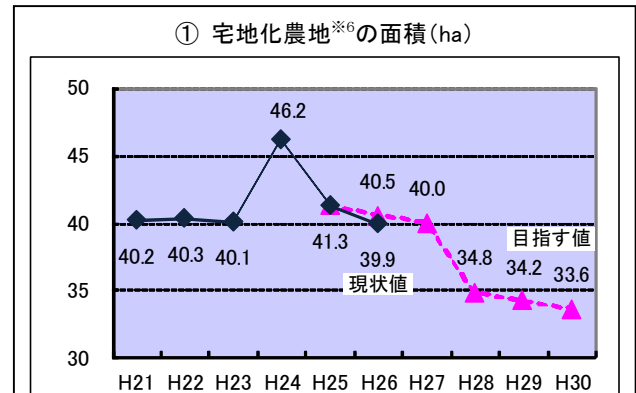
一方で、近鉄けいはんな線が開業するなど、同線周辺地域においては今後の発展の可能性を見受けることがあります。

また、本市では、平成23年に策定した生駒市都市計画マスタープランに基づいた土地利用・まちづくりを進めており、今後とも本市の恵まれた自然を活かしつつ、将来を見据え、まとまりのある都市空間の形成と、地域の特性に応じたまちづくりを行っていく必要があります。

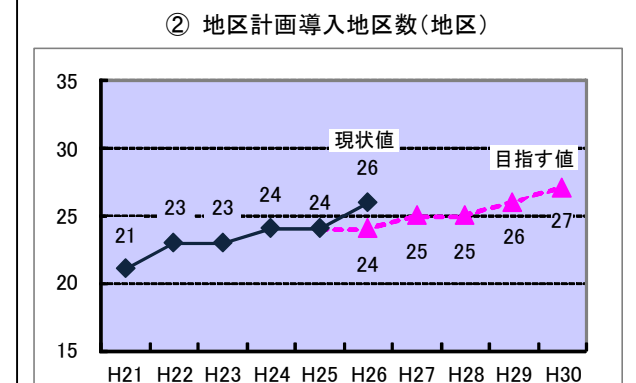
具体的な事業

- ①1 必要に応じた都市計画マスタープランの見直し検討(都市計画課)
- ①2 いこま塾(都市計画課)
- ①3 いこま塾・まちづくり井戸端会議(都市計画課)
- ①4 用途地域指定・生産緑地追加指定(都市計画課) 空き家・空き地対策事業(建築課)
- ①5 用途地域・地区計画指定(都市計画課)
- ①6 用途地域・地区計画指定(都市計画課)
- ①7 開発指導(建築課)
- ①8 いこま塾・いきいき交流会(都市計画課・建築課)
- ①9 低炭素まちづくり計画策定事業(都市計画課) 【スマートコミュニティ推進事業に組込】 スマートコミュニティ^{※4}推進事業(都市計画課・建築課) No.64
- ②1 どこでも講座・地区計画相談(都市計画課)
- ②2 まちづくりコンシェルジュ(都市計画課)

指標



【この指標について】市街化区域内の農地の面積(生産緑地地区^{※7}を除く)。民間開発等による新たな市街地環境の創出を図っていくことおよび生産緑地地区の追加指定による自然環境を保全する区域の拡充を図ることにより、有効な土地利用の推進を目指します。(都市計画課)



【この指標について】住民などの意見を反映して、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定める制度の導入地区数。地区の特性に応じた街並み形成や、優れた居住環境を保全するため導入を支援し、地区計画地区の増加を目指します。(都市計画課)

※4 スマートコミュニティ:家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システム。
 ※5 宅地化農地:計画的な宅地化を促進する市街化区域内の農地。
 ※6 生産緑地地区:市街化区域内にある農地を計画的かつ持続性のある領地として保全することで豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度。

小分野 3-(1)-②

住宅環境

基本計画

4年後のまち

- ① 良好な市街地環境が維持され、災害に強い住宅の建築が進み、市民が安心して快適に生活している。
- ② 高齢者や障がい者など住生活に対する弱者が、安心して楽しく暮らせる住宅環境の整備が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 災害に強い住宅についての情報収集を行う。
- ①2 適法で災害に強い耐震住宅の建築及び改修を行う。
- ②1 将来を見据えてバリアフリー※1化を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域において災害に強い住宅についての情報交換の機会を持つとともに、行政担当部局、関係事業者とコミュニケーションをとる。
- ①2 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく。

事業者でできること

- ①1 住宅に関する専門知識や生活情報を提供する。
- ①2 法に基づき適正に申請し、適法な建築物を建てる。
- ①3 新エネルギーや新技術の活用などにより、災害に強い住宅を供給する。
- ②1 バリアフリー化された住宅を供給する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 生駒市耐震改修促進計画に基づき、計画的・総合的に建築物の耐震化を推進します。(建築課)
- ①2 既存住宅や特殊建築物の耐震診断・改修補助事業の継続を図ります。(建築課)
- ①3 市民が安心して暮らせるよう、建築物に関する手続き等の周知を図るとともに、違反建築物に対して継続的な是正指導を行います。(建築課)
- ①4 法律の改正や県の制度なども含めて市民や事業者等の建築に関する知識を高めるため、リーフレットやホームページの活用や様々な機会をとらえて情報提供を行います。(建築課)
- ①5 設計者等と行政が法改正への対応について協議できる場を設けます。(建築課)
- ①6 事業者により構成されたNPO法人等による耐震化に関するセミナー・相談会を支援し、耐震化促進事業の推進を図ります。(建築課)
- ①7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画に基づき、良好な都市景観の保全と形成を進めます。(みどり景観課)
- ①8 地域のまちのあり方について考え、主体的にまちづくり活動を行っていく地域を支援します。(建築課→都市計画課)【建築課の取組は①9に移動】
- ①9 コミュニティづくり等の視点から、まちづくりや空き家問題に対処します。(建築課) No.59
- ①10 既存住宅の流通を支援します。(建築課) No.57
- ②1 耐震改修やリフォーム、バリアフリー化に関することなどの一般的な相談や、建築物に関する専門的な相談ができる窓口を継続して実施します。(建築課)
- ②2 市営住宅の適切な維持管理により、建築物の長寿命化と良好な住宅環境を維持するとともに、高齢者等に配慮した居住空間のバリアフリー化に努めます。(営繕課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(1)-②

住宅環境

資料

現状と課題

本市は、大阪中心部からの利便性と豊かな自然を背景に住宅都市として発展してきました。平成20年の住宅・土地統計調査によると持ち家が約3万3千戸、持ち家率は約80%となっており、高い水準にあります。また、市民満足度調査でも85.9%がずっともしくは当分の間は住み続けたいと考えており、このことから比較的住宅環境には恵まれているものと考えられます。

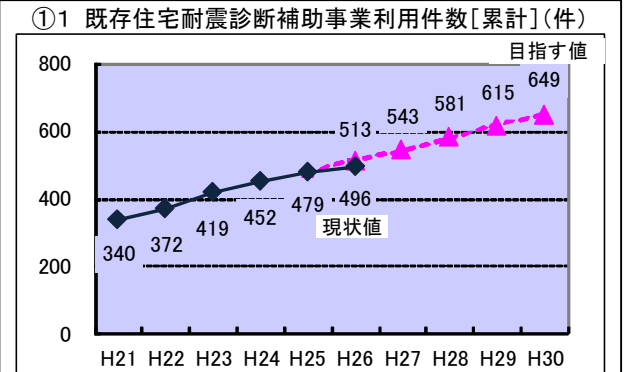
しかし、昭和56年の建築基準法改正前に建築されたいわゆる旧耐震基準の住宅のうち、耐震性が不十分な住宅が大変多く、市内全体の住宅の耐震化率は約83.5%(H24年度末)と推計されることから、耐震化を促進していくことが課題となっています。また、特に既存の住宅地においては、急速な高齢化に対応するためのバリアフリー化が課題となっています。

現在、既存住宅・特殊建築物の耐震診断及び耐震改修の補助事業の維持・拡充や相談窓口の設置、法令等に基づいた協議・指導・審査などを行っていますが、法令改正が頻繁に行われるため、引き続き、正確な情報提供が必要であるとともに、住宅環境の向上のため、耐震化やバリアフリー化の推進が必要となっています。

具体的な事業

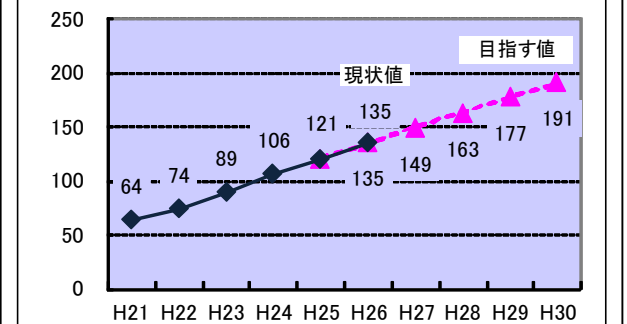
- ①1 生駒市耐震改修促進計画の推進(建築課)
- ①2 各種耐震診断・改修補助事業(建築課)
- ①3 違反建築防止週間の実施及び関係機関との連携(建築課)
- ①4 関係機関を含むリーフレットの配布及びホームページへの迅速な掲載(建築課)
- ①5 特定行政庁連絡協議会への参画(建築課)
- ①6 NPO法人等との協働による啓発(建築課)
- ①7 景観条例、景観計画、景観形成基本計画による景観施策の推進(みどり景観課)
- ①8 空き家・空き地対策事業(建築課)【①9に移動】
- まちづくりコンシェルジュ(都市計画課)
- ①9 空き家対策事業(建築課) No.59
- ①10 既存住宅流通等促進推奨金交付事業(建築課) No.57
- ②1 住宅相談(建築課)
- ②2 市営住宅管理事業(営繕課)

指標



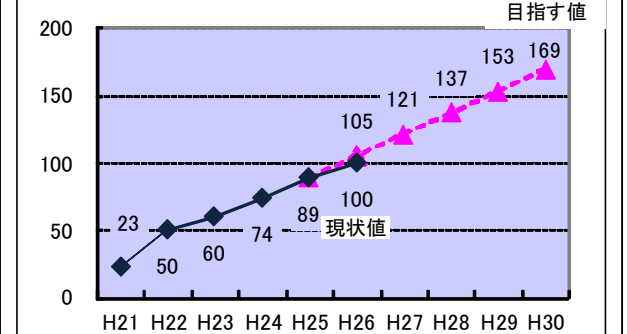
【この指標について】住宅の耐震診断の補助制度を利用した件数の累計。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。(建築課)

①2 改修補助等により耐震化した住宅の件数[累計](件)



【この指標について】耐震改修工事の補助制度等を利用して耐震化された住宅の累計件数。住宅の所有者が自ら「生命・財産を守る」ことを基本としつつ、そのための支援として補助制度の利用を促進し、災害に強い安全な住宅環境の確保を目指します。(建築課)

② バリアフリーリフォーム固定資産税減税申請件数[累計](件)



【この指標について】バリアフリーリフォーム後に家屋の固定資産税が減税になる制度を利用した件数の累計。住宅のバリアフリー化に対する動機付けとしての減税制度の利用を促進し、住生活に対する弱者が安心して暮らせる住宅環境の確保を目指します。(建築課)

【関連する主な分野別計画】地域住宅計画・生駒市耐震改修促進計画

小分野 3-(1)-③

拠点整備

基本計画

4年後のまち

- ① 広域的なにぎわいと風格のある、生駒の個性や魅力あふれる都市拠点の形成が進んでいる。
- ② 地域の顔となり身近な生活や交流を支援する機能が集約された地域拠点の形成が進んでいる。
- ③ 学研高山地区第2工区でリニア中央新幹線新駅を見据えた新たなまちづくりの実現に向けた取り組みが進められている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングで意見を述べる。
- ①2 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅の誘致について関心をもち、

市民2人以上でできること

- ①1 人が集まるイベントや事業を企画する。
- ②1 主体的にまちづくりに取り組む。

事業者でできること

- ①1 人が集まりたくなる良好なまちづくりを主体的に進める。
- ①2 望ましい屋外広告物、建物の色彩やデザインの統一に配慮する。
- ①3 良好な市街地景観の形成に関し、理解を深めるとともに景観の形成に向けた活動に積極的に参加する。
- ③1 リニア中央新幹線新駅について関心をもち、新駅誘致活動に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民アンケートやタウンミーティングなどにより、市民の意見を聞きながらまちづくりを進めます。(都市計画課)
- ①2 まちづくりに関し、本市の取組や情報を積極的に公表します。(都市計画課)
- ①3 民間開発と連携し、ゆとりある公共空間の確保や、地域の「顔」となる拠点整備を図ります。(都市計画課)
- ②1 市民がまちづくりに参加できる機会を設けます。(都市計画課)
- ②2 地域拠点の形成に向けて、近鉄けいはんな線各駅周辺地域及び南生駒駅周辺地域において、必要な基盤整備を考へつつ、地域特性を活かした適切なまちづくりを推進します。(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺地域の良好なまちづくりを進めるため、まちづくり構想を定め、構想に基づき、土地利用や道路等のインフラ*1整備の方針を定めます。(都市計画課・事業計画課)
- ②4 多様で魅力ある都市機能の集積と、まちなか居住の推進、そして、地区計画や景観法等を活用し、魅力あるまちなみの形成と、歩きたくなる環境の充実を図ります。(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅を見据えたまちづくりの実現に向けた取組を、関係機関と連携して進めます。(都市計画課) No.69

小分野 3-(1)-③

拠点整備

資料

現状と課題

本市はこれまで住宅都市として発展してきましたが、人々が暮らしやすい環境にするためには、多様な機能が集積した拠点の整備が必要です。本市の玄関口である近鉄生駒駅周辺では市街地再開発事業が進められ、快適な都市空間の創造と利便性の向上が図られてきましたが、残る第三地区の市街地再開発事業については、地権者の意向を踏まえ、事業の必要性について調査検討する必要があります。また、生駒駅南口地区における土地の有効・高度利用の促進についても課題となっています。

また、南生駒駅周辺には文化・交流施設や商業施設などの集積が図られ、そこに至る公共交通としてコミュニティバスが運行されていますが、更なる道路や公共交通の整備が課題となっています。

近鉄けいはんな線各駅周辺地域や東生駒駅周辺地域においては、生活サービス・交流・居住等機能の充実が図られつつありますが、地域の魅力ある顔づくりや、地域住民のコミュニティ強化、公共交通の利用促進等につながる環境づくりが課題となっています。

学研高山地区第2工区については、リニア中央新幹線新駅を誘致し、新駅を中心とした新たなまちづくりを図り学研都市の活性化を目指して検討を進めているところです。

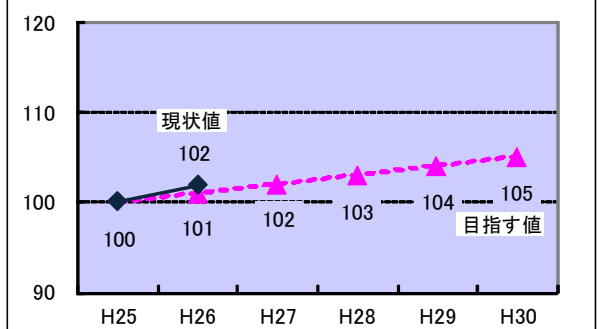
学研都市にふさわしいまちづくりについて、関係機関連携のもと、検討していく必要があります。

具体的な事業

- ①1 市民アンケートの実施(都市計画課)
タウンミーティングの開催(都市計画課)
- ①2 ホームページ等での情報公表(都市計画課)
- ①3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業(都市計画課)
- ②1 各種ワークショップ等の開催(都市計画課)
- ②2 用途地域、地区計画等規制の指定(都市計画課)
- ②3 学研北生駒駅周辺まちづくり構想策定事業(都市計画課・事業計画課)
- ②4 地区計画等規制に関する事務(都市計画課・みどり景観課)
- ③1 リニア中央新幹線新駅(中間駅)誘致事業(都市計画課)
独立行政法人再生機構(UR)の用地処分への対応(都市計画課) No.69

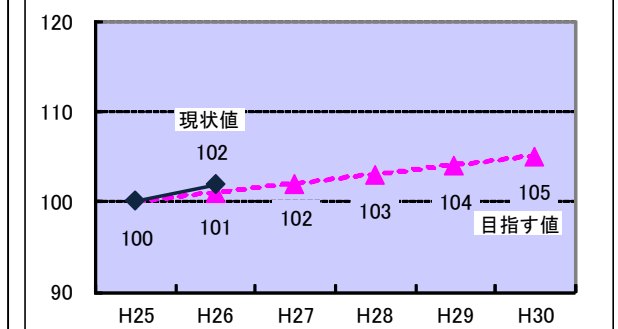
指標

① 都市拠点である生駒駅の乗車人数の増加率(%)



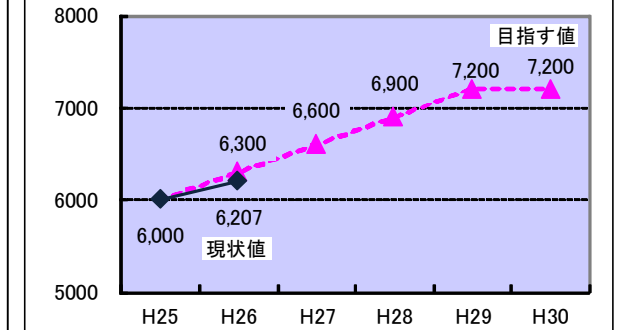
【この指標について】現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。(都市計画課)

② 地域拠点であるけいはんな線3駅の乗車人数の増加率(%)



【この指標について】現在の年間乗車人数の値を100%としたときの乗車人数の増加率。各拠点間を結ぶ公共交通の利用促進につながる、誰もが移動しやすいコンパクトなまちづくりを進めます。(都市計画課)

③ リニア誘致サポーター登録人数[累計](人)



【この指標について】平成25年に募集を開始したサポーターの登録人数。生駒市にリニア駅が設置されることを望む人々が増え、新たなまちづくりに関心を持つ人々も増えていきます。(都市計画課)

*1 インフラ: インフラストラクチャーの略語で、道路や上下水道、公園など生活や産業などに必要な基盤として整備される施設のこと。

小分野 3-(2)-① 道路

基本計画

4年後のまち

① 安心して安全な暮らしを支えるみちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 道路整備事業に対する理解を深める。
- ① 2 近隣住民及び地権者は生活道路の整備について理解し、境界確定など積極的に協力する。
- ① 3 道路（歩道を含む）に隣接する個人地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行う。
- ① 4 歩道上に自転車や不要なものを放置しない等、その適正な使用を心がける。

市民2人以上でできること

- ① 1 道路整備に協力し、道路の適切な利用を促進する。
- ① 2 道路の損傷状況等を市に情報提供する。

事業者でできること

- ① 1 民間事業者・ライフライン管理者の協働により、適切な施工管理等を図る。
- ① 2 市民・行政との協働により道路を整備する。
- ① 3 過積載等の防止により、道路の保全に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 幹線道路ネットワークの強化のため、清滝生駒道路（国道163号バイパス）や県道枚方大和郡山線、国道168号線などの広域幹線道路の整備を、関係機関とともに推進します。（事業計画課）No.67
- ① 2 狭隘な道路については地元からの整備要望に基づき、地権者の協力を得ながら、計画的、効率的に道路拡幅や道路整備を進めるとともに、歩行空間の整備にも努めます。（土木課）
- ① 3 主要な交通拠点へのアクセス道路の整備や機能向上に努めます。（土木課）
- ① 4 被災時において第三者被害が想定される道路施設（道路ストック*1）の点検を行い、安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。橋梁については、橋梁長寿命化計画とあわせて、計画的な予防保全を行います。（管理課・土木課・環境モデル都市推進課）
- ① 5 公共事業の効率化、道路管理の適正化等を図り、災害発生時の復旧・復興を円滑に進めるため、地籍調査を計画的に進めます。（事業計画課）
- ① 6 都市計画道路見直し案に基づき、存続する路線の事業計画について地元住民と合意形成を図りつつ検討するとともに、学研北生駒駅周辺のまちづくりに合わせ、関連する都市計画道路の見直しを進めます。（事業計画課）
- ① 7 歩行者の空間を確保できる手法を検討し、歩行者にとって安全・安心な道路づくりを行います。（事業計画課）
- ① 8 安全な道路環境を維持するため、日常的な保守点検を行い、危険箇所の解消に努めます。（管理課）
- ① 9 阪奈道路辻町ICの整備について関係機関と協議連携し、計画を具体化します。（事業計画課）No.65

※1 道路ストック：橋梁、法面・擁壁、道路舗装、横断歩道橋等（ペDESTリアンデッキ含む）、街路灯、案内標識等、防護柵類など

小分野 3-(2)-① 道路

資料

現状と課題

本市では国、県道といった広域の幹線道路が十分整備されていないため、市道への通過交通の混入による交通渋滞が発生しており、道路ネットワークの充実が強く求められています。

近年、補助金の削減や市税収入の減少など厳しい財政状況下において、今まで以上に計画的で効率的な道路整備が求められていることから、事業実施にあたっては目標の設定や達成度の評価・分析を行っていくとともに、情報公開や市民参加によって市民からの意見を把握した上で、分かりやすく透明性の高い道路整備を行っていくことが必要です。

一方、市が管理する道路施設（道路ストック）の高齢化を受け、アセット・マネジメント*2の考え方を導入して事後修繕型から予防保全型の維持管理に転換し、施設の長寿命化を図ることも必要となっています。

また、市民・事業者満足度調査において「歩道や歩行者専用道路の整備」の満足度が最も低いことから、高齢者や児童等にとってより安全・安心な歩行者空間の整備が求められています。

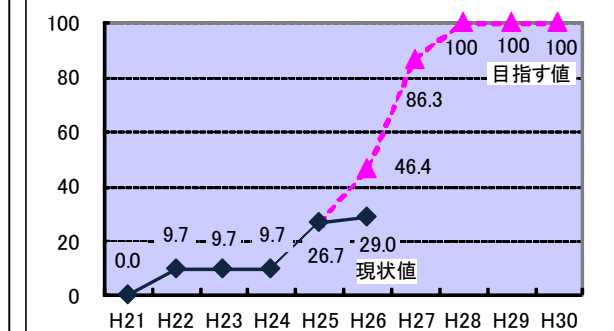
具体的な事業

- ① 1 国道163号整備促進期成同盟会 ほか（事業計画課）No.67
- ① 2 道路新設改良事業（土木課）
- ① 3 学研北生駒駅まちづくり関連道路整備事業（土木課）
- ① 4 道路舗装補修事業（管理課）
道路ストック総点検事業（管理課・環境モデル都市推進課）
橋梁予防保全事業（管理課）
- ① 5 地籍調査事業（事業計画課）
- ① 6 都市計画道路見直し事業（事業計画課）
- ① 7 歩行者空間整備ガイドライン策定業務（事業計画課）
- ① 8 道路パトロールの実施（管理課）
- ① 9 辻町IC奈良方面ランプ整備に向けた連携協議（事業計画課）No.65

※2 アセット・マネジメント：資産（アセット）を計画的に管理運用（マネジメント）する、という意味。

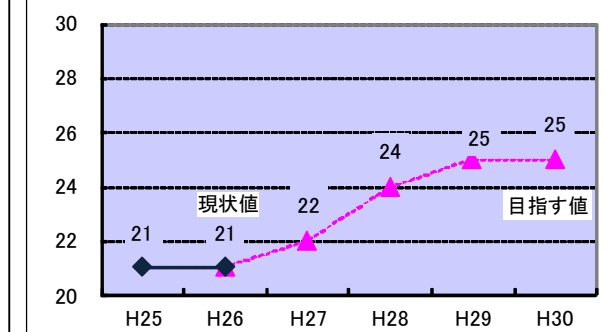
指標

① 1 道路整備を計画している箇所の整備済み延長の割合（%）



【この指標について】道路整備を計画している箇所の延長（2,586m）に対する整備済み延長の割合。道路ネットワークの整備に向け、継続的に整備を進めます。（土木課）

① 2 橋梁長寿命化計画に基づく健全な橋梁数（箇所）



【この指標について】橋梁長寿命化計画（47橋）において、今後4年間で健全となる橋梁数。安心・安全な道路ネットワークの構築に努めます。（事業計画課・管理課）

小分野 3-(2)-②

公共交通

基本計画

4年後のまち

- ① 誰もが円滑に移動できる機能的な公共交通網の整備が進んでいる。
- ② マイカーで出かける割合が減り、公共交通を利用する市民の割合が高くなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 バス運行に配慮した自動車の運転をする。
- ① 2 路上・歩道・空き地などに駐車・駐輪をしない。
- ② 1 鉄道やバスなど公共交通機関を利用する。
- ② 2 鉄道駅までの移動手段を徒歩・自転車・バスなどにする。
- ② 3 駅周辺のマイカー乗り入れを自粛する。

市民2人以上でできること

- ① 1 ボランティアによる路上等への駐輪防止の指導を行う。
- ① 2 公共交通の改善に向けて要望するとともに、地域で誘い合って利用する。

事業者でできること

- ① 1 搬送車等を路上や歩道へ駐車しない。
- ① 2 バス路線・鉄道路線の充実や維持を図る。
- ① 3 公共交通機関の相互の連携により、乗り継ぎ時間などの短縮を図る。
- ① 4 バス停や駅舎、車内等のバリアフリー※1化を進める。
- ② 1 公共交通機関を利用するよう来客者へ周知・啓発する。
- ② 2 公共交通機関を積極的に利用するよう心がける。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民や交通事業者、行政などで構成する地域公共交通活性化協議会において、運行中のコミュニティバスの利用状況などから効果的な公共交通施策を検討します。(企画政策課)
- ① 2 バス路線及び鉄道路線の充実・維持について関係機関に要請します。(生活安全課)
- ① 3 鉄道を利用しやすくするため、駅周辺の駐輪場の整備に向け、関係機関と協議するとともに、市営駐車場の利用を促進して送迎等の乗降車環境を整えます。(生活安全課)
- ① 4 迷惑駐輪の防止のための啓発推進及びそれを行うボランティアへの支援を行います。(生活安全課)
- ① 5 違法駐車解消のため、交通指導員の充実など指導の強化を図ります。(生活安全課)
- ② 1 公共交通機関の利用促進に向けて周知・啓発を行うとともに、市民同士が誘い合って利用する環境を育成します。(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

※1 バリアフリー(化):小分野 2-(4)-③参照

小分野 3-(2)-②

公共交通

資料

現状と課題

本市の鉄道網については、近鉄奈良線・生駒線・生駒鋼索線の3線のほか、平成18年3月にけいはんな線が新たに開業し、大阪、奈良方面への通勤・通学などの移動手段として大きな役割を果たしています。また、バスについては、駅を起点とした路線網により運行されています。けいはんな線の開業により、市北部地域のアクセスの改善が図られ、一部の地域ではコミュニティバスを運行するなど、関係機関とともに公共交通網の充実を図ってきました。

今後も、利用者にとって利便性の向上を図るための取組を検討していく必要があるとともに、高齢化や環境面への配慮から、マイカーから公共交通機関への転換を促進していく必要があります。

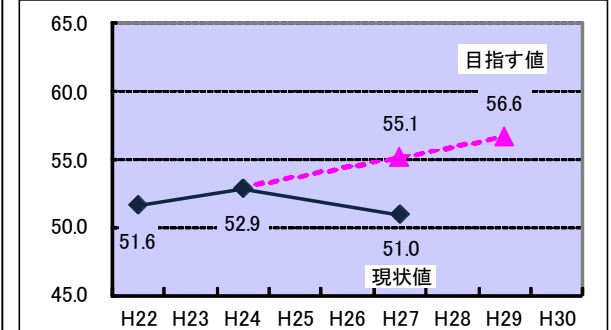
また、駅周辺における違法駐車・放置自転車等が、駅の利用者やバス運行の妨げとなることから、啓発や防止等対策を講じるとともに、乗降車場や駐車場、駐輪場など、駅周辺の交通ターミナルの機能の充実を図っていく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 生駒市地域公共交通活性化協議会の開催(企画政策課)
- ① 2 公共交通機関の維持・充実(生活安全課)
- ① 3 駅周辺交通施設整備事業(生活安全課)
- ① 4 迷惑駐輪防止啓発事業(生活安全課)
- ① 5 違法駐車解消事業(生活安全課)
- ② 1 公共交通機関利用促進啓発事業(生活安全課・環境モデル都市推進課・経済振興課)

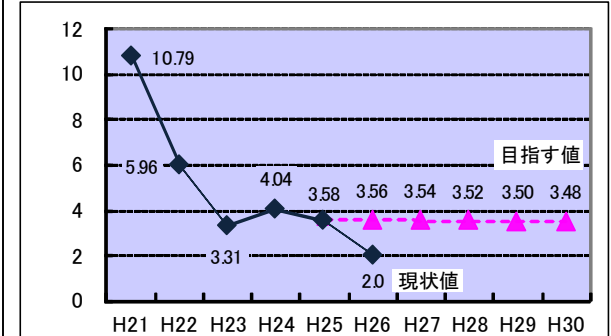
指標

① 鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度(点)



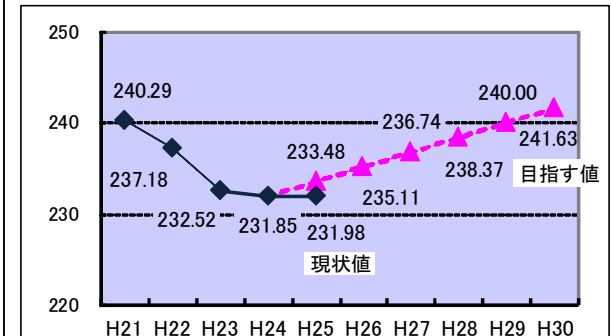
【この指標について】「市民満足度調査」における市民の鉄道やバスなどの公共交通機関の満足度を得点化した値。前期基本計画での目標値(平成30年度)を57点に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が56.6点へ増加することを目指します。(企画政策課)

② 主要駅周辺の放置自転車等1回当たりの撤去台数(台)



【この指標について】主要駅周辺に放置している自転車等の撤去台数。迷惑駐輪防止のための啓発や、放置防止の指導等を通じて、放置自転車等の撤去台数が減少(放置自転車等の減少)することを目指します。(生活安全課)

② 鉄道・バスの1人当たりの年間乗車回数(回)



【この指標について】市民1人当たりの鉄道やバスなどの公共交通機関の利用機会の増加を目指します。(生活安全課)

小分野 3-(3)-①

5R※1(リデュース・リフューズ・リユース・リペア・リサイクル)【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 5R(リデュース、リフューズ、リユース、リペア、リサイクル)の意識が、市民や事業者に浸透している。
- ② ごみ排出のルールが守られ、資源化による燃やすごみの減量化が一層進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 物はやがてごみになることを意識して、買物行動をする。
- ② 1 マイバッグを持参して買い物し、レジ袋の排出抑制に努める。
- ② 1 場所・時間など決められたごみ出しのルールを守り、分別に取り組む。

市民2人以上でできること

- ① 1 ごみ減量及び陶磁器や資源ごみの回収などのリユース・リサイクルについての自主的な活動を行う。
- ② 1 市民団体等が自らごみの分別を徹底する。

事業者でできること

- ① 1 再生資源を用いた商品やリサイクルしやすい商品の開発を行う。
- ① 2 簡易包装による製品の出荷などを行う。
- ① 3 環境に配慮した商品を取り扱う。
- ① 4 商品の簡易包装、レジ袋の有料化、使い捨て品の使用・販売の自粛、詰め替え商品の積極的な販売、製品の修理サービス、広告・事務用紙の紙使用抑制などに努める。
- ② 1 ごみ排出のルールを守り、分別に取り組む。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 資源ごみのリサイクル方法やごみ減量効果を広報紙等で分かりやすく周知します。(環境事業課)
- ① 2 市民一人ひとりのごみ減量化やリサイクルなどについての意識を高めるため、学校等での環境教育の充実を図ります。(環境事業課)
- ① 3 資源ごみの適正な分別、回収するシステムの整備を推進し、リサイクル拠点の整備を図ります。(環境事業課)
- ① 4 ごみ減量・発生抑制に関する啓発活動や情報提供を行います。(環境事業課)
- ① 5 ごみ減量・発生抑制に関する市民活動を行いやすい環境の整備、活動支援を行います。(環境事業課)
- ① 6 事業者が積極的に行うごみ減量・発生抑制の取組(事業等)を支援します。(環境事業課)
- ② 1 環境負荷の低い、柔軟で効率的なごみ収集処理システムの構築を図ります。(環境事業課)
- ② 2 環境フェスティバルなどのイベントやどこでも講座などを通じて、ごみの適正な処理についての啓発・指導を行います。(環境事業課)
- ② 3 家庭系ごみの有料制を導入し、燃やすごみの減量を図ります。(環境事業課)
- ② 4 清掃リレーセンター及び清掃センターの処理能力の維持・向上を図りながら、施設の適正な管理・運営に努めます。(環境事業課)
- ② 5 市民が行う生ごみ減量のための取組を支援します。(環境事業課)
- ② 6 家庭ごみ排出量を平成25年度比で25%減少させます。(環境事業課) No.74
- ② 7 紙おむつ現物支給対象者への指定袋の支給を改め、紙おむつのごみについては、指定ごみ袋ではなく、透明・半透明のごみ袋に入れて排出できるよう変更します。(環境事業課) No.75・No.76
- ② 8 ごみ処理手数料袋の販売による収入、ごみ処理量の減少によるコスト削減分について、環境対策等に活用します。(環境事業課) No.78
- ② 9 ごみ有料化について、運用面のさらなる改善を図ります。(環境事業課) No.79

小分野 3-(3)-①

5R(リフューズ・リデュース・リユース・リペア・リサイクル)【重点分野】

資料

現状と課題

本市における平成24年度の市民1人当たりのごみの総排出量(家庭系ごみ)は、年間223kg(1日当たり612g)となっており、近年、減少傾向にはありますが、一方では地球温暖化などの環境問題が深刻化し、環境負荷の少ない「循環型社会」へのさらなるシフトが重要な課題となっています。

このような課題に対しては、市民一人ひとりのごみ問題への意識の向上が必要であり、ごみ減量化・リサイクルを進めるうえで市民、事業者と連携を図っていく必要があります。

本市では、どこでも講座や小学校でのごみ収集体験学習の実施、環境フリーマーケット等の環境教育や啓発により、限りある資源の有効利用の促進と、ものを大切にすることを図っています。

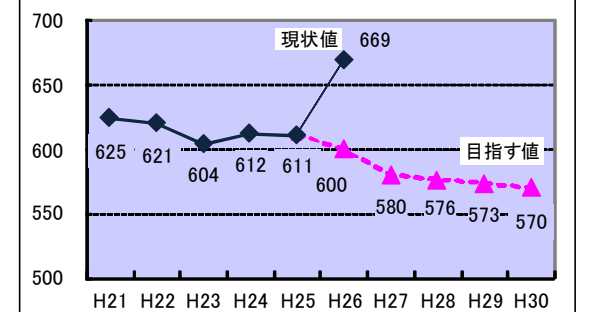
リユースやリサイクルの取組としては、家庭から出たごみの中から再使用できるものを提供するリユース市や家庭内で不用となった陶磁器の拠点回収・無料配布・再資源化等の各種施策を実施していますが、引き続きごみ減量に向けた効果的な施策を講じる必要があります。

具体的な事業

- ① 1 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ① 2 ごみ収集体験学習(環境事業課)
- ① 3 使用済み小型家電の回収(環境事業課)
- ① 4 広報・ホームページ等での啓発(環境事業課)
- ① 5 集団資源回収補助(環境事業課)
- ① 6 レジ袋有料化(環境事業課)
- ② 1 ガラスびん類再資源化(環境事業課)
- ② 2 環境フェスティバルの開催(環境事業課)
- ② 3 家庭系ごみ有料化(環境事業課)
- ② 4 清掃リレーセンター及び清掃センターの管理(環境事業課)
- ② 5 家庭生ごみ自家処理容器等設置補助(環境事業課)
- ② 6 ごみガイドブック全戸配布による分別の推進(環境事業課) No.74
- ② 7 紙おむつの排出方法の変更(環境事業課) No.75・No.76
- ② 8 収入やコスト削減額、使途の内容、ごみの削減効果等に関するとりまとめ公表(環境事業課) No.78
- ② 9 アンケート調査又はごみ半減会議による意見集約(環境事業課) No.79

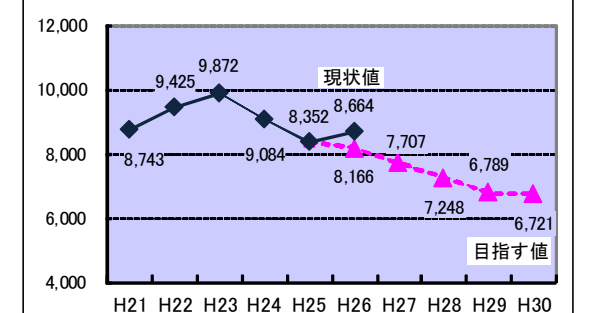
指標

①1 一般家庭の一人一日当たりのごみの排出量(g)



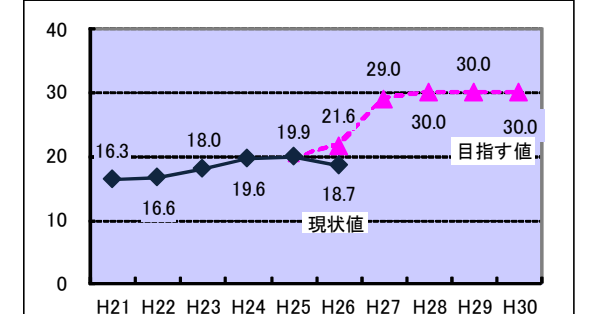
【この指標について】一般家庭から出される一人一日当たりのごみの排出量。生駒市環境基本計画の目標値(平成30年度 573g=平成19年度(673g)比の15%減少)を踏まえ、啓発等を通じて市民の意識を高め、ごみの排出そのものが減少していくことを目指します。(環境事業課)

①2 事業所からの事業系ごみの排出量(t)



【この指標について】事業所から出される事業系ごみの年間総排出量。生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、事業者への働きかけや啓発等を通じて、ごみの減量化、リサイクル等を促進します。(環境事業課)

② ごみの再資源化率(%)



【この指標について】発生したごみの内、びん・缶・ペットボトル・金属類・プラスチック製容器包装や集団資源回収などの資源として回収されるものの割合。生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の目標値を踏まえ、再資源化率の上昇を目指します。(環境事業課)

※1 5R: Reduce(リデュース=発生抑制)、Refuse(リフューズ=拒否)、Reuse(リユース=再使用)、Repair(リペア=修理)、Recycle(リサイクル=再生利用)の5つの頭文字のRからなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

関連する主な分野別計画 生駒市環境基本計画・ごみ半減プラン

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民・事業者・行政の協働により、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいる。
- ② 環境活動に参加するなど環境に配慮して生活する市民が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ② マイバッグを使用するなど環境に配慮した買い物をする。
- ③ エネルギー効率の高い家電製品を使用するなどライフスタイルの省エネ化を進める。
- ④ 公共交通機関を利用する。

市民2人以上でできること

- ① 地域での環境保全活動を実施する。
- ② 環境行政及び事業者の環境に配慮した事業の進捗状況を評価・提言する。

事業者でできること

- ① 再生可能エネルギーの利用を図る。
- ② 事業所で省資源・省エネルギーに取り組む。
- ③ 環境に配慮した商品の販売など、事業者間での連携による環境配慮行動の推進を図る。
- ④ 環境行政の進捗状況を評価・提言する。
- ⑤ 環境に配慮した事業の進捗状況の公表に努める。

行政の4年間の主な取組

- ① 市民、事業者、行政で構成する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」により、環境基本計画に基づく事業を円滑に推進します。(環境モデル都市推進課)
- ② 環境白書や省エネに関する手法・必要性など情報発信の充実を図り、市全域で低炭素社会実現に向けたライフスタイルの変換を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ③ 新たなエネルギー(太陽光、バイオマス*1、雨水など)を利活用する取組の調査・検討を進めるとともに、普及啓発を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ④ 市立病院や市役所、各学校など、施設の特性や改修時期等を勘案しながら、太陽光発電・コージェネレーションシステム等の導入を進めます。(環境モデル都市推進課) No.60
- ⑤ 環境マネジメントシステムの運用により、市の業務全般にわたる環境配慮を行います。(環境モデル都市推進課)
- ⑥ 公共施設の省エネルギー対策を進めます。(施設管理者)
- ⑦ 住宅や事業所など民間部門での省エネルギー対策を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ⑧ 電気自動車用の充電器の設置など、環境負荷の少ない交通環境の整備を目指します。(環境モデル都市推進課)
- ⑨ 市内スーパーでの啓発活動など、環境啓発を推進します。(環境モデル都市推進課)
- ⑩ 地球温暖化対策などについて、小・中学校での出前講座や環境教育の取組を通じて各家庭への周知を図り、環境行動の促進を目指します。(環境モデル都市推進課・教育総務課・教育指導課・こども課)
- ⑪ ITとエネルギーを土台とした多角的な地域密着型のサービスの実現に向け、検討を進めます。(環境モデル都市推進課) No.61

*1 バイオマス:動植物を由来とする資源。木材や農作物、畜産物を収穫したり加工したりする際にでる間伐材やおがくず、糞尿、菜種油、残りかす、建築廃材などの生物系廃棄物を原料としてエネルギーを生み出すことができる。

小分野 3-(3)-②

環境保全活動 【重点分野】

資料

現状と課題

本市においては、平成21年4月から開始した生駒市環境基本計画を確実に実行していくため、市民、団体、事業者、行政が協働で参画する生駒市環境基本計画推進会議「ECO-net生駒」を設立しました。ECO-net生駒では、「豊かな自然と歴史と未来が融合したまち いこま」の実現を目指し、生駒市環境基本計画に規定される自然環境、せいかつ環境、まちみち環境、エネルギー環境の各分野に加えて、各分野を超えて実施する共通分野のプロジェクト等について取組を行っています。

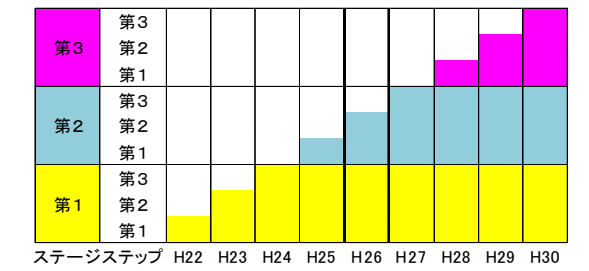
また、本市では、市の事務事業によって生じる様々な環境への負荷を減らすために、Plan(計画・目標設定)、Do(実施)、Check(監査)、Action(見直し)というプロセスで継続的に取組を改善し、環境行動を推進していくため、平成22年12月から「生駒市環境マネジメントシステム」の運用を開始しました。本市ではこの取組を通して、職員一人ひとりが環境への意識を高めるとともに、各々の職場において職務を遂行する上で常に環境への配慮に心がけ、具体的な環境行動を進めていくことが求められています。

具体的な事業

- ① 環境基本計画の推進(環境モデル都市推進課)
- ② 環境白書の作成(環境モデル都市推進課) 省エネに関する手法や必要性の普及啓発(環境モデル都市推進課)
- ③ 新エネルギーの普及啓発(環境モデル都市推進課)
- ④ 公共施設への太陽光発電・コージェネレーションシステム等の導入(環境モデル都市推進課) No.60
- ⑤ 環境マネジメントシステムの推進(環境モデル都市推進課)
- ⑥ 省エネルギー対策の実施(施設管理者) 市管理防犯灯を全てLED化(環境モデル都市推進課)
- ⑦ マンション共用部LED交換補助制度など民間への省エネ支援(環境モデル都市推進課)
- ⑧ 電気自動車用充電器の設置、自転車や公共交通の利用の促進等(環境モデル都市推進課)
- ⑨ 市民に対する啓発の実施(環境モデル都市推進課)
- ⑩ 環境に関する出前講座の実施(環境モデル都市推進課) 学校・幼稚園への出前授業(教育総務課・こども課) 環境教育の実施(教育指導課・こども課)
- ⑪ 事業化に向けた関係機関との協議(環境モデル都市推進課) No.61

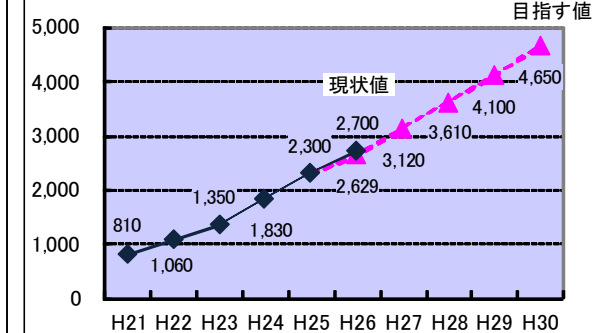
指標

① 環境自治体スタンダード(LAS-E*2) 取り組み段階



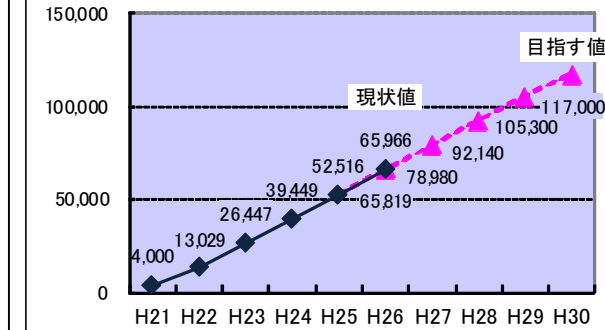
【この指標について】環境配慮や環境政策に取り組むための仕組みを自治体が確立運用し、その取組内容が環境自治体としてふさわしいかどうかをチェックするための基準。平成24年度は第1ステージ第3ステップを取得したことから、第2ステージに取り組み、同ステージの第1ステップから第3ステップを順次取得し、平成30年度に第3ステージの取得を目指します。(環境モデル都市推進課)

② 太陽光発電システム設置基数[累計](基)



【この指標について】生駒市内の太陽光発電システムの設置基数の累計。地球温暖化防止対策として推進するとともに、市民の地球環境への関心の高さが数値となって表れるため、設置補助などの取組を通じて、年間500基程度の増加を目指します。(環境モデル都市推進課)

② 環境活動参加人数[累計](人)



【この指標について】生駒市環境基本計画推進会議が主催又は共催する講座や行事への参加者の延べ人数。生駒市環境基本計画に基づき、平成30年には生駒市の総人口(平成19年時点で117,000人)と同数になることを目指します。(環境モデル都市推進課)

*2 LAS-E:第1ステージは庁内事務活動における環境配慮の実施、第2ステージは地域全体の環境政策や事業活動における環境配慮の実施、第3ステージは市民・事業者やパートナーシップ組織による環境保全活動の実施を目的とする。

小分野 3-(4)-①

生活排水対策

基本計画

4年後のまち

① 下水道や合併処理浄化槽^{※1}の普及が進み、生活排水や事業所排水が適正に処理されている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 下水道接続家庭では、宅地内の排水柵など排水設備の適正な維持管理を行う。
- ①3 合併処理浄化槽の設置家庭では、浄化槽の定期点検や清掃など、適正な維持管理を行う。
- ①4 単独処理浄化槽や汲み取りの家庭では、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①5 家庭でできる生活排水対策を実践する。
- ①6 クリーンキャンペーンなどの河川美化活動などに参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で生活排水対策を実践する。
- ①2 自主的に除草・清掃などの河川美化活動などを実施する。

事業者でできること

- ①1 下水道整備済区域では、すみやかに下水道へ接続する。
- ①2 合併処理浄化槽を設置する事業者や下水道に接続している事業者は、浄化槽や除害施設などの排水設備、下水道の宅地内の排水柵について、定期的な点検や清掃など適正な維持管理により、事業所排水の適正な処理を行う。
- ①3 単独処理浄化槽や汲み取りの事業者は、早期に合併処理浄化槽への転換を図る。
- ①4 事業所排水による汚濁負荷量の削減を図る。
- ①5 地域の河川美化活動を実施する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 下水道の整備とともに合併処理浄化槽の設置補助を行い、生活排水処理基本計画や効率的な汚水処理施設整備のための各種関連計画に基づき、効率的な事業展開を図ります。(下水道課) No.68
- ①2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促すための補助制度の啓発を行うとともに、浄化槽や宅地内排水設備の適正な維持管理についての啓発を行います。(下水道課)
- ①3 竜田川浄化センター、山田川浄化センターや下水道管渠などの下水道施設の機能が十分発揮できるよう適正に維持・管理します。(下水道課)
- ①4 河川の水質改善を図るため、生活排水対策についての啓発活動を行います。(環境モデル都市推進課)
- ①5 生活排水に対する市民の意識を高めるため、市民が市民を啓発する仕組みをつくりまします。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動の定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①7 市内河川の水質状況について情報提供を行います。(環境モデル都市推進課)

※1 合併処理浄化槽: 台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水を、し尿と合わせて処理できる浄化槽。

小分野 3-(4)-①

生活排水対策

資料

現状と課題

本市においては、下水道の普及率が平成25年度末現在で64.0%と、全国的にも高い水準にあるとはいえ、竜田川については、生活排水が多く流れ込んでおり、市内の河川のうち最も汚濁が進むなど、公共下水道の整備が急務となっています。

そこで、公共下水道の整備を図る一方、下水道事業計画区域外については、合併処理浄化槽設置補助制度による整備促進を図るとともに、浄化槽を設置している家庭などに対しては定期点検や清掃などの適正な維持管理についての啓発活動を行っています。

また、自治会・学校を対象に生活排水対策出前講座を行うとともに使用済み食用油の回収促進を図っています。さらに、市民・事業者・行政の協働でクリーンキャンペーンを実施して、河川美化意識の向上を図るなど、さらなる意識啓発が必要です。

具体的な事業

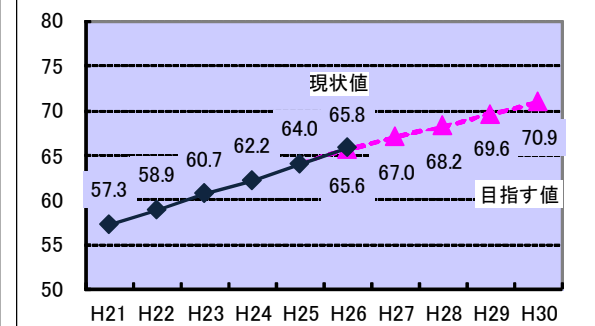
- ①1 合併処理浄化槽設置整備事業 (下水道課)
公共下水道管渠整備事業 (下水道課) No.68
- ①2 浄化槽の適正管理推進事業 (下水道課)
- ①3 下水道施設の維持管理事業 (下水道課)
- ①4 生活排水対策啓発活動の推進 (環境モデル都市推進課)
- ①5 市民団体と協働による啓発の仕組みづくり (環境モデル都市推進課)
- ①6 河川美化活動の促進 (環境モデル都市推進課)
- ①7 河川水質測定結果の公表 (環境モデル都市推進課)

※2 BOD: Biochemical Oxygen Demand (バイオケミカル・オキシゲン・デマンド)の略で、生物化学的酸素要求量のこと。河川の汚濁を測る代表的な指標で、水中の微生物が一定時間内(20℃で5日間)に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。

※3 75%値: 年間の全データを値の小さいものから順に並べ0.75×n番目のデータ値のことで、環境基準値と比較して水質の程度を判断する。

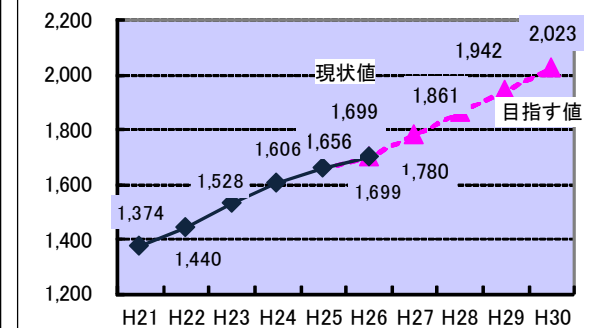
指標

①1 下水道普及率(%)



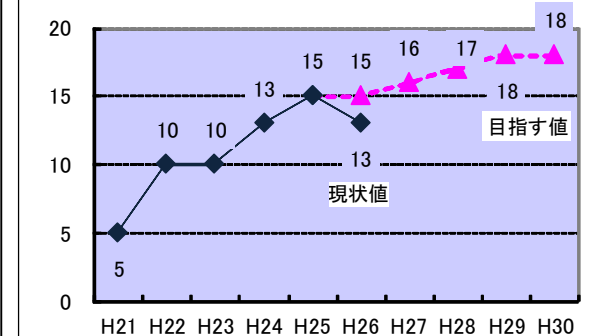
【この指標について】 総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合。国・県の上位計画と整合を図りながら、「生駒市効率的な汚水処理施設整備基本計画」に基づき、計画的な整備を図り、普及率の向上を目指します。(下水道課)

①2 合併処理浄化槽設置補助基数[累計](基)



【この指標について】 合併処理浄化槽の設置に対して補助を行った基数の累計。当面の間、下水道の整備が見込まれない地域においては、補助制度により合併処理浄化槽の設置を促進することで、生活排水対策を行います。(下水道課)

①3 市内の河川24箇所における水質環境基準値(BOD^{※2}75%値^{※3})の達成地点数(地点)



【この指標について】 竜田川及び富雄川の本流・支流24地点のうち、BODの環境基準をクリアしている地点の数。下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進、生活排水についての市民の意識を高め、河川水質の向上を目指します。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-② 公害対策

基本計画

4年後のまち

① 生活環境が保全され、公害が一層少ないまちとなっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 禁止されている屋外焼却（野焼き）をやめる。
- ①2 テレビやラジオ、ピアノなど、音量や時間帯により近隣に迷惑となる生活騒音を出さない。
- ①3 外出時には公共交通を利用するなど、大気汚染につながる自動車やバイクの排気ガス削減に努める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域内で環境の実態調査や公害発生のおそれがないか監視に努める。
- ①2 地域の環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全の意識を高めるための活動に活かす。

事業者でできること

- ①1 公害関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 特定建設作業や特定施設に関する届出を行うとともに、環境保全協定の締結など周辺環境に配慮した事業活動を実施する。
- ①3 環境負荷を低減する設備導入や製品を生産する。
- ①4 廃棄物の発生抑制を行うとともに適正に処理する。
- ①5 有害化学物質の適正管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市内の環境状況を把握するため、大気質・騒音・振動・水質等の調査を行います。（環境モデル都市推進課）
- ①2 大気質・騒音・振動・水質等の調査結果について情報提供を行います。（環境モデル都市推進課）
- ①3 市内環境調査を継続して実施するとともに、状況の変化を踏まえ測定地点や頻度を見直す等、適切に対応します。（環境モデル都市推進課）
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出と指導を徹底し、作業場周辺の環境を保全します。（環境モデル都市推進課）
- ①5 公害の未然防止のため、指導など監視体制を強化するとともに公害発生時の迅速な対応に努めます。（環境モデル都市推進課）
- ①6 国・県などの関係機関と連携するとともに、事業者への指導を徹底し、公害防止を図ります。（環境モデル都市推進課）

小分野 3-(4)-② 公害対策

資料

現状と課題

市内環境の監視体制として、主要な大気汚染物質である硫酸化物・窒素酸化物・雨水水素イオン濃度・降下ばいじんについて、県の常時監視を補完するため、市においても簡易測定を実施するとともに、有害大気汚染物質のうち指定物質及びダイオキシン類についても測定を実施しています。

また、環境騒音の把握として一般環境騒音をはじめ、市内主要幹線道路で自動車騒音、道路交通振動の調査を実施し、状況の把握に努めています。

大気汚染・一般環境騒音などほとんどの項目において一定の基準を満たしていますが、幹線道路での騒音が環境基準を超過し、光化学スモッグが発生するなど、引き続き公害防止対策を推進する必要があります。

法令による規制と企業の努力により産業型公害は改善傾向にありますが、近年は生活騒音に見られるような都市生活型公害が増加傾向にあります。

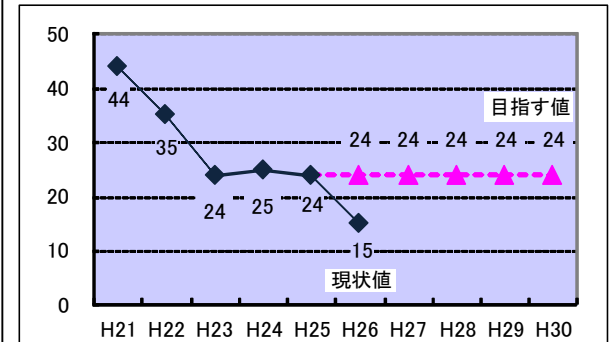
なお、環境の状況については、毎年環境白書にまとめ、情報の発信を行っています。

具体的な事業

- ①1 市内環境測定の実施（環境モデル都市推進課）
- ①2 市内環境測定結果の公表（環境モデル都市推進課）
- ①3 市内環境測定体制の見直し（環境モデル都市推進課）
- ①4 特定施設、特定建設作業の届出指導（環境モデル都市推進課）
- ①5 公害防止の為に組織作り、啓発、公害発生時の指導（環境モデル都市推進課）
- ①6 公害指導における関係行政機関との連携強化（環境モデル都市推進課）

指標

① 公害相談件数(件)



【この指標について】市民から寄せられる騒音、振動、悪臭などの公害に関する年間の相談件数。発生源に対して調査を実施し、状況に応じた指導を行うことにより、公害相談件数を現状以下にすることを目指します。（環境モデル都市推進課）

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

基本計画

4年後のまち

① 環境美化の取組が進み、より一層きれいなまちになっている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。
- ①2 ペットの飼い主としての責任を自覚し、ルールやマナーを守る。
- ①3 公共の場所や他人が所有管理する場所に落書きをしない。
- ①4 所有する土地の除草を行うなど適正に管理する。
- ①5 環境美化推進員による環境美化のための啓発活動を行う。

市民2人以上でできること

- ①1 地域で清掃活動など環境美化活動を実施する。

事業者でできること

- ①1 関連法令の遵守状況を公表する体制づくりに努める。
- ①2 事業所周辺の清掃活動を積極的に実施する。
- ①3 自動販売機により飲食物等を販売する場合は回収容器を設置し、適正に管理する。
- ①4 公共の場所でチラシ等を配布するときは、散乱したチラシ等を収集して処理する。
- ①5 違反広告物を掲出せず、地域の景観保全に努める。

行政の4年間の主な取組

- ①1 不法投棄禁止の啓発を行います。(環境事業課)
- ①2 地域ぐるみで、生駒市まちをきれいにする条例に定められた事項を遵守するよう、環境美化推進員や地域の清掃活動等の環境美化活動を支援します。(環境モデル都市推進課)
- ①3 ペットの飼い方のルールやマナーなどについての啓発・情報提供を行い、わんわんアドバイザーや地域ねこ活動サポーターなどの動物愛護推進者を育成して、ペット公害の防止を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①4 防犯カメラの設置や不法投棄防止パトロールによる監視体制の強化や、不法投棄された廃棄物の撤去を実施します。(環境事業課) No.77
- ①5 生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化に関する市民等のモラルの向上と美化思想の普及を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ①6 市営火葬場の適正な運営と維持管理を行います。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-③

地域美化・環境衛生

資料

現状と課題

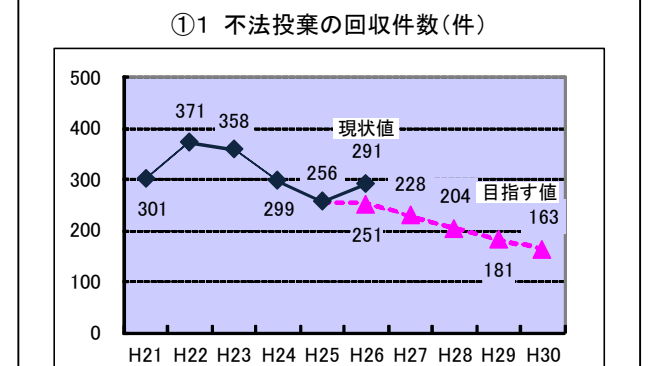
本市では、生駒市まちをきれいにする条例に基づき、環境美化推進員のみなさんとともに駅前クリーンアップ作戦などの活動を通じてポイ捨て禁止の啓発活動、不法投棄防止パトロールによる不法投棄の未然防止や廃棄物撤去、違反広告物の撤去や空き地の適正管理など、環境美化・環境衛生に取り組んでいるほか、ペットのふん公害防止対策としてふん取り用袋・啓発パンフレットの配布や、わんわんアドバイザーの育成、イエローカード作戦を行っています。さらなる意識啓発と美化活動の推進が必要です。

また、市営火葬場については、老朽化を踏まえた適切な管理に努めていますが、今後も適正な運営と維持管理が求められます。

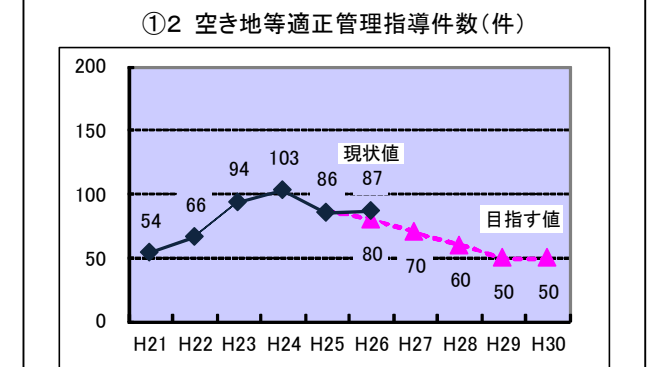
具体的な事業

- ①1 ごみガイドブックによる啓発(環境事業課)
ホームページでの啓発(環境事業課)
- ①2 地域の環境美化活動への支援(環境モデル都市推進課)
- ①3 ペットに関するルールやマナーの啓発(環境モデル都市推進課)
- ①4 不法投棄廃棄物の撤去(環境事業課)
防犯カメラの設置(環境事業課) No.77
- ①5 まちをきれいにする条例の適正な運用(環境モデル都市推進課)
- ①6 市営火葬場の運営・維持管理(環境モデル都市推進課)

指標



【この指標について】不法投棄防止パトロールにて回収した廃棄物の件数。市民や事業者に対する啓発とともに、不法投棄防止パトロールの推進により、不法投棄の回収件数の40%減を目指します。(環境事業課)



【この指標について】生駒市まちをきれいにする条例に基づき、空き地等の土地所有者に対し適正に管理するよう指導した件数で、「適正管理されていない空き地件数」の代替指標として設定。空き地等の実態調査を通じ、雑草等が繁茂して生活環境を阻害している宅地を減らし、地域環境の美化向上を図ります。(環境モデル都市推進課)

小分野 3-(4)-④

上水道

基本計画

4年後のまち

- ① 安全で安心できる水道水を安定して供給している。
- ② 健全で効率的な事業経営を継続している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① 2 給水装置^{※1}や貯水槽水道^{※2}の適正な管理を行う。
- ② 1 飲み水として水道水を積極的に利用する。

市民2人以上でできること

- ① 1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① 2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。

事業者でできること

- ① 1 水の大切さを理解し、日頃から節水や水の有効利用を心がける。
- ① 2 給水装置や貯水槽水道の適正な管理を行う。
- ① 3 専用水道^{※3}の適正な管理を行う。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 水の大切さを理解し、節水や水の有効利用を心がけてもらえるよう広報・啓発活動を行います。(総務課)
- ① 2 給水装置、貯水槽水道や専用水道の適正な管理を行ってもらえるよう指導、助言等を行います。(工務課)
- ① 3 直結給水^{※4}の範囲を拡大します。(工務課)
- ① 4 拠点施設や管路の耐震化を行います。(工務課・浄水場)
- ① 5 水質向上のため、浄水施設の改良を行います。(浄水場)
- ① 6 安定した水道水の供給が行えるよう、自己水(井戸取水)の適正揚水量を維持します。(浄水場)
- ② 1 経費の節減に取り組むとともに、収入確保などにつながる取組として、水飲み場や給水スポットなどの整備により水道水の利用を促進します。(総務課)
- ② 2 水の有効利用等のため、漏水調査の強化や老朽管の更新を行います。(工務課)
- ② 3 水道施設整備計画の円滑かつ確実な実施を図ります。(工務課・浄水場) No.112
- ② 4 水道システム^{※5}を効率的なものに再編成し、省電力化を図ります。(総務課・工務課・浄水場) No.111 No.112 (No.112は②3にて)
- ② 5 再生可能エネルギーの利活用を行います。(浄水場)

※1 給水装置:道路に埋設されている配水管から各家庭に引き込む給水管や器具等
 ※2 貯水槽水道:ビルやマンション等の受水槽から各家庭の蛇口に至るまでの設備
 ※3 専用水道:飲食店、商業施設、レジャー施設等における自家用の水道で、1日に給水することができる水量が国の定める基準を超えるもの等
 ※4 直結給水:受水槽を経由せず、直接配水管から各家庭の蛇口まで給水する方式
 ※5 水道システム:水源から、浄水場や配水池等の水道施設を経由して、各家庭の蛇口に至るまでの水道全体の系統

小分野 3-(4)-④

上水道

資料

現状と課題

本市水道事業では、昭和6年の給水開始以来、大規模な宅地開発等による人口増加、市民の生活水準の向上による水需要の増加、未給水区域の解消に対応するため、5次にわたる水道施設の拡張事業を実施してきました。

しかし、現在では、今後5年程度人口の微増は見込まれているものの、生活様式の変化、少子高齢化の進行や大口需要の減退により水需要が逡減し、給水収益は減少傾向にあります。また、拡張事業で整備してきた水道施設や設備は維持管理の時代を迎え、更新等に多大な費用を要するため、より一層の事業経営の効率化・強化が課題となっています。更に、水道事業には、市民生活を支える重要なライフラインとして災害に強い水道の構築や社会的責務として地球環境に配慮した事業運営も求められています。

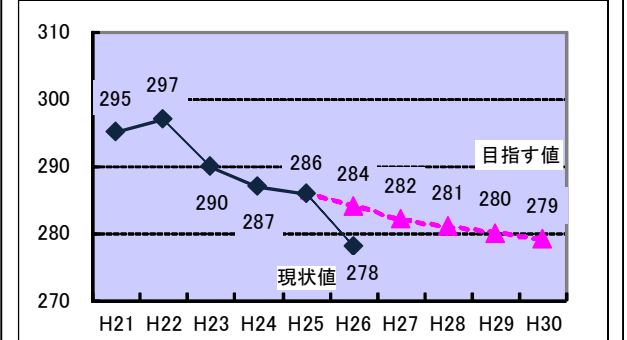
これらの課題に取り組むため、平成22年度に21世紀における水道事業の指針として「生駒市水道ビジョン」を策定しており、これに沿った事業経営を行っていくことが必要です。

具体的な事業

- ① 1 生水だよりによる啓発(総務課)
- ① 2 生水だよりによる啓発(工務課)
- ① 3 直結直圧給水の推進(工務課)
- ① 4 ライフライン機能強化事業(工務課)
滝寺送水ルート変更事業(工務課・浄水場)
- ① 5 真弓浄水場薬品注入設備改良工事(浄水場)
- ① 6 取水井戸浚渫工事(浄水場)
- ② 1 生駒の水PR事業(総務課)
- ② 2 漏水調査の強化(工務課)
- ② 3 真弓浄水場電気設備改良工事(浄水場)
滝寺送水ルート変更事業(工務課・浄水場) No.112
稲倉送水ルート変更事業(工務課・浄水場)
- ② 4 小瀬送水ルート変更事業(総務課・工務課・浄水場) No.111
滝寺送水ルート変更事業(総務課・工務課・浄水場) No.111
- ② 5 山崎浄水場小水力発電施設運用(浄水場)

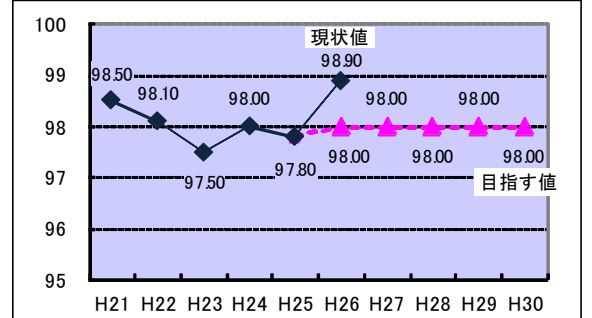
指標

① 1人1日平均配水量(リットル)



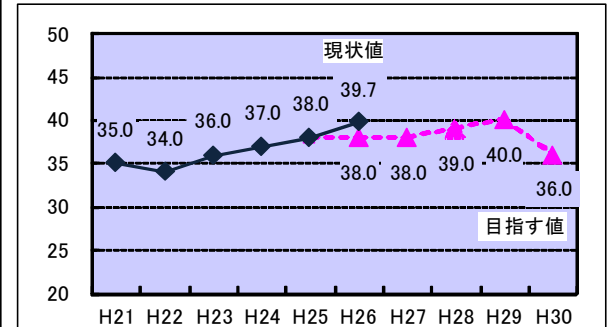
【この指標について】市民1人当たり換算した1日平均配水量。市民や事業者が、日頃から節水や水の有効利用を心がけることにより、無駄な水使用の減少を目指します。(総務課)

① 2 水道の有効率(%)



【この指標について】年間総配水量に対する年間総有効水量(年間総配水量-漏水等により失われる水量)の割合。計画的な施設の更新や漏水防止対策を実施し、今後も高率の維持に努めます。(工務課)

② 自己水割合(%)



【この指標について】年間総取水量に占める自己水(井戸取水)量の割合。良質、安価で湧水時においても安定的に利用できる地下水は、本市にとって重要な水源です。水位低下なく安定的に揚水できる量(適正な揚水量)を見極め、自己水の確保に努めます。なお、H30は谷田浄水場廃止(浄水場)【廃止についてはNo.344】

小分野 3-(5)-①

自然的資源

基本計画

4年後のまち

- ① 豊かな自然環境に恵まれた生活が維持されている。
- ② 市民・事業者・行政が協働して、周辺の山並みなど自然環境を後世に残していくための取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 自然環境に対し関心、意識を持ち保全活動や清掃活動を行う。
- ② 1 自然環境調査に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 市民団体等による自然環境調査を実施する。
- ② 2 山林や河川の保全活動や清掃活動を行う。
- ② 3 アダプトプログラム^{※1}やボランティアサポートプログラムに参加する。
- ② 4 住んでいる地域で、環境教育を目的としたイベントなどを行う。

事業者でできること

- ① 1 周辺環境に影響を及ぼさないよう対策を講じる。
- ① 2 山林や河川にごみの不法投棄をしない。
- ② 1 開発事業等において、自然環境に配慮する各種指針等を遵守しながら、自然環境の保全・創出に努める。
- ② 2 地域の一員として、地元での活動に積極的に参加する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 市民が身近に自然的資源にふれあえるよう、矢田丘陵遊歩道やハイキングコース、くろんどの森などのPRに努めます。(経済振興課)
- ① 2 市内の自然環境や生態系に関する情報の提供を行います。(環境モデル都市推進課)
- ② 1 景観法の規定に基づく「景観行政団体^{※2}」として、市民や事業者などとともに、緑豊かな自然環境と調和する景観の保全・創出を図ります。(みどり景観課)
- ② 2 市民や土地所有者等の理解を得られるような緑の保全制度を創設するとともに、自然体験型レクリエーションや環境学習の場としての活用に取り組みます。(みどり景観課) No.63
- ② 3 樹林保全活動を行う市民やボランティア等の育成に取り組みます。(みどり景観課)
- ② 4 市民・事業者・市民団体との協働による河川美化活動などの定着を図ります。(環境モデル都市推進課)
- ② 5 里山の維持・再生や市街化区域^{※3}内の樹林の保全・活用など、緑を保全するための仕組みづくりに取り組みます。(みどり景観課) No.63
- ② 6 里山林の保全、整備及び活用を図るため、里山整備活動を行うNPOなどの団体を支援します。(みどり景観課)
- ② 7 環境教育を目的としたイベントなどを行う市民等を支援します。(みどり景観課)
- ② 8 環境保全意識の高揚と環境教育を推進するため、ボランティアとの協働により自然環境調査を実施します。(環境モデル都市推進課)

※1 アダプトプログラム:「里親制度」と訳され、ボランティアとなる市民が「里親」となって道路や公園等を自らの「養子」とみなし、定期的に清掃・美化などを行う取組のこと。

※2 景観行政団体:地域における景観行政を担う主体。景観行政団体になると、景観計画の策定や景観重要建造物の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定など、景観法を活用して独自の景観施策を展開することができる。

※3 市街化区域:小分野 3-(1)-①参照

小分野 3-(5)-①

自然的資源

資料

現状と課題

本市は大都市近郊にありながら、生駒山系や矢田丘陵など豊かな自然資源に恵まれています。まちづくりに関するアンケートの調査結果でも、本市の将来像について、自然や緑豊かな住宅街が広がるまちを望む意見が約半数となっています。

山地や丘陵などの山並みの緑については、国定公園区域や近郊緑地保全区域など、環境保全のための法的な規制がかかっていますが、今後は、今ある緑の量的な保全だけでなく、市民とのふれあいの場や多様な生物の生息環境など、質的な面からも環境の保全、活用を図っていく必要があります。

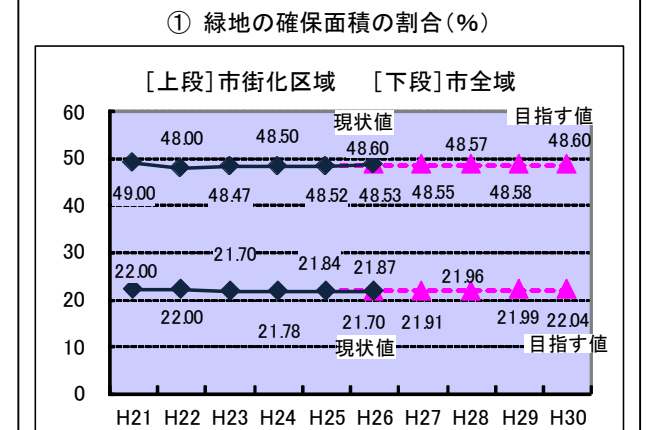
特に、法的な規制がかかっていない、市街化区域^{※3}内の樹林の保全・活用を優先的に図っていくことが必要です。

河川については、竜田川、富雄川、天野川、山田川や支流河川があり、本市の貴重な水辺環境となっています。これまで河川の清掃活動や緑化への取組が市民参加や市民主体で行われており、今後はこうした取組を支援していくとともに、市民の環境意識を高める啓発活動や市民意識を把握することが必要です。

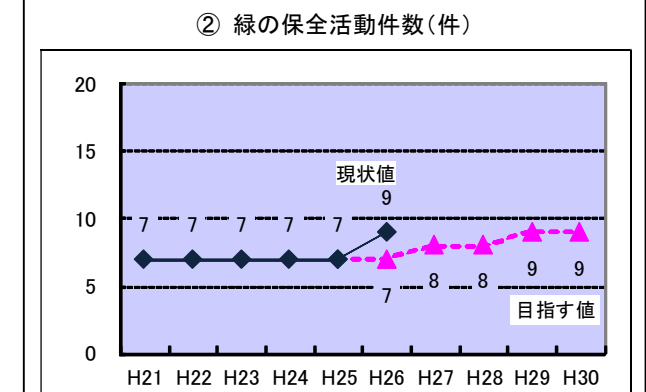
具体的な事業

- ① 1 ハイキングマップの作成(経済振興課)
- ① 2 観光協会ホームページでPR(経済振興課)
- ① 2 市内環境測定結果の公表(環境モデル都市推進課)
- ② 1 景観まちづくり相談(みどり景観課)
- ② 2 市民の森事業の実施(みどり景観課) No.63
- ② 3 花とみどりの楽校の実施(みどり景観課)
- ② 4 河川美化活動の促進(環境モデル都市推進課)
- ② 5 樹林地バンク制度の活用(みどり景観課) No.63
- ② 6 地域で育む里山づくり事業(みどり景観課)
- ② 7 環境教育イベント支援事業(みどり景観課)
- ② 8 自然環境調査の実施(環境モデル都市推進課)

指標



【この指標について】市全域及び市街化区域面積に対する緑地面積の割合。公共施設緑地に加えて、緑の保全制度の創設等により、将来においても担保性のある緑地の確保を目指します。(みどり景観課)



【この指標について】市民が主体となって緑の保全・再生活動をしている件数。緑地等の保全・再生活動を支援し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。(みどり景観課)

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

基本計画

4年後のまち

- ① 公園がレクリエーションや憩いの場として安心して利用されている。
- ② 花と緑であふれるまちに向けて、着実に取組が進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 庭先や窓辺に植栽などの緑化を行う。
- ②2 生駒市みどりの基金^{※1}に寄附等を行うことにより、緑化活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①1 住んでいる地域の公園の管理、ルール・マナーの啓発活動を行う。
- ①2 安全・安心な公園利用が図られるよう巡回、美化活動等を行う。
- ②1 緑化意識を高め、地域などでの緑化に関する活動を積極的に行う。

事業者でできること

- ①1 開発事業者等は、住民や周辺環境への影響を踏まえて公園等の設置に配慮する。
- ②1 地域住民とともに、緑化活動に参加する。
- ②2 屋上緑化・壁面緑化など緑化対策を行う。
- ②3 開発等により、周辺環境が損なわれないよう配慮し、事業者としての社会的責任を果たす。

行政の4年間の主な取組

- ①1 地域住民がルール・マナーを守った利用をし、自分たちで管理できるよう支援を行います。(公園管理課)
- ①2 安心して公園を利用できるよう公園施設のバリアフリー化を計画的に行うとともに、遊具等の施設の点検を行うなど、適正な公園管理を実施します。(公園管理課)
- ①3 住民と協働で地域のニーズに合った公園を再整備します。(公園管理課)
- ①4 社会福祉法人及び企業と連携し、生駒山麓公園にレストラン、売店などを新設して活性化します。(公園管理課)
- ②1 緑の大切さを啓発し、市民や事業者が緑の創出に取り組めるよう努めます。(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会や花好き・自然好き市民交流サロンなど、地域住民と行政がともに花や緑に関連したまちづくりについて話し合える場・機会を設けるなどの支援を行います。(みどり景観課)
- ②3 「生駒市みどりの基金」をPRするとともに、寄附金を募ります。(みどり景観課)
- ②4 市民などが「生垣助成制度」や「花と緑のわがまちづくり助成制度」を活用することにより、まちなかの緑の創出を図り、花と緑のまちづくりを推進します。(みどり景観課)
- ②5 「花と緑の景観まちづくりコンテスト」で、多くの人の目にふれる場所での緑化事例を顕彰します。(みどり景観課)
- ②6 開発等における緑化基準を適切に運用します。(みどり景観課)
- ②7 管理経費の削減及び落葉問題等を解決するため、地元と調整を図りながら街路樹の更新を行います。(公園管理課) No.62

※1 生駒市みどりの基金:花や緑であふれ、自然とふれあえる魅力的なまちづくりを推進するために創設した基金。この基金は、緑の創造や保全活動に対する助成などの財源に充てられる。

小分野 3-(5)-②

公園・緑化

資料

現状と課題

公園や緑は、人々の心の憩いとなるとともに、災害でも重要な役割を果たしています。

本市は、生駒山地と矢田丘陵・西の京丘陵に囲まれ、緑豊かな住宅都市として発展し、金剛生駒紀泉国定公園や矢田県立自然公園などの自然公園や都市公園^{※2}が整備されている一方で、住宅地開発等により市街化区域^{※3}内の緑が減少しつつあります。

公園については、平成25年3月末現在で、都市公園等が353箇所、総面積が155.2haとなっていますが、一部地域においては、今後も公園整備が必要な地域もあります。

また、緑の基本計画で「花と緑と自然の先端都市・生駒」を掲げており、生垣助成制度や花と緑のわがまちづくり助成制度などの様々な緑化施策を行っています。

今後とも、住民との協働によるニーズに合った公園整備、さらに管理・運営を行っていくとともに、全市的な緑化活動を啓発・実施していくことで、花と緑にあふれたまちづくりを進めていくことが必要です。

具体的な事業

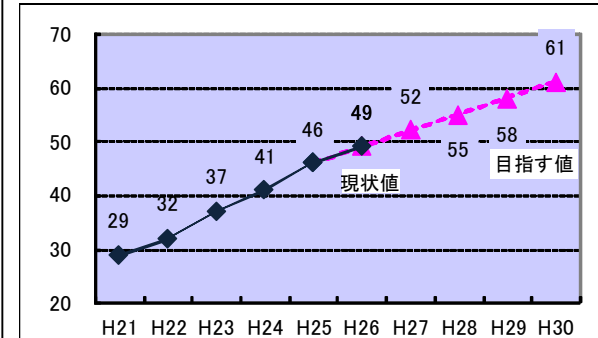
- ①1 自治会公園維持管理委託事業(公園管理課)
- ①2 楽々アプローチ事業(公園管理課)
- ①3 コミュニティパーク事業(公園管理課)
- ①4 山麓公園活性化事業(公園管理課)
- ②1 緑化推進事業(みどり景観課)
- ②2 緑の市民懇話会、花好き・自然好き市民交流サロン(みどり景観課)
「ふろーらむ」喫茶コーナー設置(みどり景観課)
- ②3 生駒市みどりの基金(みどり景観課)
- ②4 生垣助成制度、花と緑のわがまちづくり助成制度(みどり景観課)
- ②5 花と緑の景観まちづくりコンテスト(みどり景観課)
- ②6 開発行為指導(みどり景観課)
- ②7 街路樹更新事業(公園管理課) No.62

※2 都市公園:都市公園法に基づき、国や都道府県、市区町村などの地方公共団体が設置・管理している公園。地方公共団体が設置する都市公園としては、街区公園・近隣公園・地区公園・総合公園などがある。

※3 市街化区域:小分野3-(1)-①参照

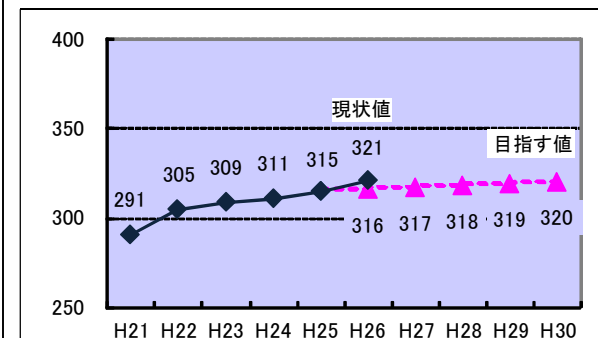
指標

① バリアフリー化を行った公園件数[累計](箇所)



【この指標について】楽々アプローチ事業として、公園の出入り口の段差の解消やスロープ化、階段の手摺りの設置、車止めの改修等を行った件数。幼児や高齢者、障がいを持った方が車椅子、ベビーカー等で誰もが安心して公園利用できるように計画的に整備を行います。(公園管理課)

② 花と緑の活動件数(件)



【この指標について】市民が主体となって花や緑に関する活動をしている件数。市内の街区公園・近隣公園・地区公園等を市民の緑化活動の場として提供し、花と緑と自然のまちづくりの推進を目指します。(みどり景観課)

小分野 5-(1)-①

学研都市

基本計画

4年後のまち

- ① 学研都市に立地している奈良先端科学技術大学院大学や民間企業との地域交流が盛んに行われている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加する。
- ② 2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。

市民2人以上でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに協力する。
- ② 2 奈良先端科学技術大学院大学の研究者を地域で開催するセミナー等に講師として招くなど地域交流を行う。

事業者でできること

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなど、イベントに参加・協力する。
- ② 2 学研都市関係機関と連携した施策について提案・要望する。
- ③ 3 学研都市関係機関の人材、技術、研究成果を積極的に活用し、付加価値の高い事業活動を行う。
- ④ 4 産学連携事業を積極的に行う。
- ⑤ 5 研究者や学生にとって魅力ある研究環境を整える。
- ⑥ 6 学研都市にふさわしい、周辺環境に配慮した施設の整備を推進する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学と連携して行っている学校教育事業等の継続・充実を図ります。(教育指導課)
- ② 2 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関が開催するセミナーなどイベントを周知・支援します。(都市計画課)
- ③ 3 奈良先端科学技術大学院大学などの学研都市関係機関と連携し、地域交流の機会を設けます。(都市計画課)
- ④ 4 学研都市の建設推進に向けて、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構との連携の強化を図ります。(都市計画課)
- ⑤ 5 リニア中央新幹線新駅の誘致活動などを行い、関西文化学術研究都市の発展を推進します。(都市計画課)

小分野 5-(1)-①

学研都市

資料

現状と課題

関西文化学術研究都市は、昭和62年に「関西文化学術研究都市建設促進法」が公布・施行され、国家プロジェクトとして都市建設が進められてきました。本市においては、平成5年に奈良先端科学技術大学院大学の学生受け入れが開始され、産学交流事業や地域交流事業などの活動拠点として高山サイエンスプラザや民間企業の研究施設も立地が進み、平成6年には学研都市全体のまちびらぎが行われました。

本市では、公立小中学校で研究者による授業の実施やイベントの支援など、奈良先端科学技術大学院大学との連携による様々な事業を行っていますが、「市民満足度調査」では、市民の役割分担状況として「セミナーなどイベントに参加・協力」を「全く取り組んでいない」と答える人が58.0%になっていることから、PRが不足していると考えられます。

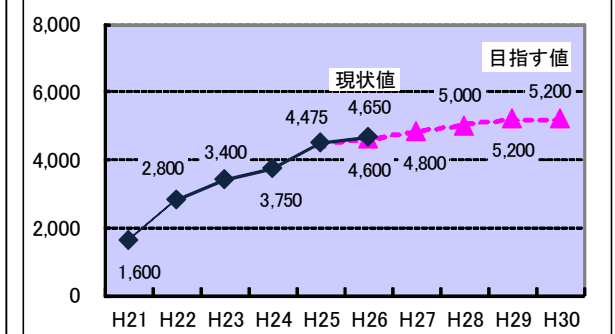
今後、学研都市関係機関との連携をさらに深め、共同による施策の展開とともに、産学官連携により地場産業を育成・支援するなど、学研都市が立地しているという特色を活かしたまちづくりとそのPRが必要となっています。

具体的な事業

- ① 1 奈良先端科学技術大学院大学の研究者による特別授業(教育指導課)
- ② 2 各種イベント等の広報への掲載(都市計画課)
各種イベント等の後援(都市計画課)
- ③ 3 市施設における展示の実施(都市計画課)
- ④ 4 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が実施する調査等への協力(都市計画課)
- ⑤ 5 リニア中央新幹線新駅(中間駅)誘致事業(都市計画課)

指標

① 高山サイエンスタウンフェスティバルの来場者数(人)



【この指標について】毎年開催している「高山サイエンスタウンフェスティバル(サイエンスプラザ)」への来場者数。来場者の増加により、学研都市高山地区に立地する施設への関心が高まることで、施設と地域との交流促進を目指します。(都市計画課)